

主要行における自己査定と検査結果との格差について

金融庁（金融監督庁）は、平成 12 年以降、金融検査マニュアルに基づく検査を実施してきており、主要行に対して、現在、3 巡目の検査を行っているところである。貸出金分類額及び償却・引当額について、検査の結果を集計ベースで示せば、以下のとおり。

1. 貸出金分類額の増加率 （単位：億円、%、行）

	検査 実施行	自己査定 (a)	当局検査 (b)	乖離額 (c)=(b)-(a)	増加率及びその分布			
					(c)/(a)	50%以上	25~50	25%未満
1 巡目検査	15	346,111	470,197	124,086	35.9	5	7	3
2 巡目検査	12	397,159	437,279	40,120	10.1	0	2	10
3 巡目検査	4	93,443	99,029	5,586	6.0	-		

2. 償却・引当額の増加率 （単位：億円、%、行）

	検査 実施行	自己査定 (a)	当局検査 (b)	乖離額 (c)=(b)-(a)	増加率及びその分布			
					(c)/(a)	50%以上	25~50	25%未満
1 巡目検査	15	103,947	152,870	48,923	47.1	5	6	4
2 巡目検査	12	128,769	147,096	18,327	14.2	2	0	10
3 巡目検査	4	23,497	25,533	2,036	8.7	-		

(注)

1. 各巡目検査ごとの対象決算（中間決算）期は、以下のとおり。
 - ・ 1 巡目検査：平成 12 年 3 月期、12 年 9 月期、13 年 3 月期、13 年 9 月期のいずれか。
 - ・ 2 巡目検査：平成 13 年 9 月期、14 年 3 月期、14 年 9 月期、15 年 3 月期のいずれか。
 - ・ 3 巡目検査：平成 14 年 9 月期、15 年 3 月期のいずれか。

2. 貸出金分類額とは、Ⅱ分類（回収に通常の度合いを超える危険を含む部分）、Ⅲ分類（回収に重大な懸念のある部分）及びⅣ分類（回収が不可能と判断される部分）の合計額を示す。償却・引当額は、総与信額ベースであり、対象決算期における直接償却額と貸倒引当金の合計額である。

3. 2巡目検査について、昨年11月に公表した時点における検査実施先は、5行であった。今般、全12行について集計した計数を昨年公表時のものと比べると以下のとおり。

(1) 貸出金分類額の増加率 (単位：億円、%)

	自己査定 (a)	当局査定 (b)	乖離額 (c)=(b)-(a)	増加率 (c)/(a)
昨年公表分(5行)	119,795	137,219	17,424	14.5
全 体(12行)	397,159	437,279	40,120	10.1

(2) 償却・引当額の増加率 (単位：億円、%)

	自己査定 (a)	当局査定 (b)	乖離額 (c)=(b)-(a)	増加率 (c)/(a)
昨年公表分(5行)	34,011	42,074	8,063	23.7
全 体(12行)	128,769	147,096	18,327	14.2

本件についての問い合わせ先
 金融庁 TEL03-3506-6000
 検査局審査課：長岡(2552)
 吉野(2572)
 齋藤(2573)

本件についての問い合わせ先
金融庁検査局審査課
03-3506-6000(代)
内線 (2552・2553)

平成 15 年 11 月 14 日
金 融 庁

特別検査フォローアップの結果について

金融庁は、15 年 9 月期を対象として特別検査フォローアップを実施した。その結果を取りまとめたところ、概要は以下のとおり。

1. 特別検査フォローアップの概要

(1) 特 徴： 今回の特別検査フォローアップにおいては、15 年 3 月期の特別検査と同じ対象債務者を対象として、15 年 9 月期について 3 月期と同様の検証を行った。

(2) 対象行： 主要行 11 行（三井住友、住友信託、中央三井信託、みずほ、みずほコーポレート、みずほ信託、東京三菱、三菱信託、UFJ、UFJ 信託、りそな）

(3) 日 程： 15 年 8 月 18 日着手、同年 11 月 7 日結果連絡

(4) 検証方法： これまでの特別検査と同様、メイン行において検証を行い、直近の企業業績等をリアルタイムに反映した適正な債務者区分の確保を図る。検査は、外部監査人とも連携をとりながら実施。

再建計画を有する債務者については、再建計画検証チームと特別検査班が連携して再建計画の検証を行い、その結果も踏まえて債務者区分を判定。

(注) 再建計画検証チームは、企業再建に精通した外部の専門家及び商法学者の他、弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士の資格を有する検査官などにより構成（14 年 12 月設置）。

(5) 対象債務者： 15 年 3 月期の特別検査対象者 161 先、与信額 13.1 兆円

(注) 15 年 3 月期の特別検査では、株価や外部格付などに著しい変化が生じている等の大口債務者 167 先（与信額 14.4 兆円）を対象としたが、そのうち 6 先が破綻、オフバランス化等により減少し、今回の対象先は 161 先となった。

2. フォローアップの結果等

検証における債務者区分の遷移状況及び検証後の債務者区分を踏まえた償却・引当の状況（見込み）について集計すれば、以下のとおりとなる。

(1) 債務者区分の遷移状況

遷移状況	15年9月期 (対15年3月期比較)		(参考) 15年3月期 (対14年9月期比較)	
	先数	与信額 (兆円)	先数	与信額 (兆円)
合計	161 (111)	13.1 (10.6)	167 (116)	14.4 (11.7)
上位遷移した先	6 (2)	0.3 (0.2)	17 (10)	1.9 (1.6)
変更がなかった先	131 (88)	10.9 (8.7)	119 (78)	9.9 (7.7)
下位遷移した先	24 (21)	1.9 (1.7)	27 (24)	2.4 (2.2)
破綻懸念先以下	22 (19)	1.7 (1.5)	7 (6)	1.0 (0.9)
オフバランス化した先	- (-)	- (-)	4 (4)	0.2 (0.2)

(注1)()内は、4業種（建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融業）。

(注2)「オフバランス化した先」は、債権の全額回収や債権の売却などにより、15年3月期に与信額がなくなったものを指す。

(2) 不良債権処分損

(単位：兆円)

	15年9月期	(参考)15年3月期
不良債権処分損	0.9	1.3
直接償却額	0.3	0.8
引当増加額	0.6	0.5

<引当金残高>

15年9月期末 2.8兆円
15年3月期末 2.3兆円

↑
+0.6兆円

(注) ヒアリングに基づき集計。

(3) 要管理先(特別検査フォローアップ対象者)に係る引当状況

	15年9月期	(参考)15年3月期
対象先	48先	66先
引当額	1.2兆円	1.3兆円
引当率	40%	37%

(注1) ヒアリングに基づき集計。

(注2) 「引当率」は、債権額のうち担保によりカバーされていない非保全部分に対する引当額の割合。

< 債務者区分 分布状況 >

(単位:兆円)

15年9月期			15年3月期		
債務者区分	先数	金額	債務者区分	先数	金額
正常先	37 (16)	2.3 (1.5)	正常先	35 (17)	2.4 (1.6)
その他要注意先	48 (35)	4.0 (3.5)	その他要注意先	51 (35)	4.1 (3.4)
要管理先	48 (36)	4.5 (3.7)	要管理先	66 (52)	5.7 (4.8)
破綻懸念先以下	28 (24)	2.2 (1.9)			
			破綻懸念先以下	9 (7)	0.9 (0.8)
計	161 (111)	13.1 (10.6)	計	161 (111)	13.1 (10.6)

- (注) 1. 15年3月期の特別検査では、167先(与信額14.4兆円)を対象としたが、そのうち6先が破綻、オフバランス化等により減少し、今回の対象先は161先となった。
2. 全161先に対する各債務者区分の債務者の割合を検査実施時点の与信額ベースで算出し、作図。
3. ()内は、4業種(建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融業)。
4. 表中、一部計算が整合しないのは、端数処理のため。

平成 16 年 4 月 27 日
金 融 庁

本件についての問い合わせ先 金融庁検査局審査課 03-3506-6000(代)

特別検査の結果について

金融庁は、平成 16 年 3 月期を対象として特別検査を実施した。その結果を取りまとめたところ、概要は以下のとおり。

1. 特別検査の概要

(1) 対象行：主要行 11 行（三井住友、住友信託、中央三井信託、みずほ、みずほコーポレート、みずほ信託、東京三菱、三菱信託、U F J、U F J 信託、りそな）

(2) 日 程：平成 16 年 1 月 27 日着手、同年 4 月 23 日結果連絡

(3) 検証方法：これまでの特別検査と同様、株価や外部格付などに著しい変化が生じている等の大口債務者について、メイン行において検証を行い、直近の企業業績等をリアルタイムに反映した適正な債務者区分の確保を図る。

再建計画を有する債務者については、再建計画検証チームと特別検査班が連携して再建計画の検証を行い、その結果も踏まえて債務者区分を判定。

(注) 再建計画検証チームは、企業再建に精通した外部の専門家及び商法学者の他、弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士の資格を有する検査官などにより構成（14 年 12 月設置）。

(4) 対象債務者：133 先、与信額 10.5 兆円

(内訳)

既往対象者（15 年 9 月期特別検査フォローアップ）	169 先
対象外（ ）	46 先
小計	123 先
新規対象者	10 先
計	<u>133 先</u>

(注) 15 年 9 月期の特別検査フォローアップにおける対象債務者は 161 先（与信額 13.1 兆円）。会社分割等により現在 169 先。

既往対象者：123 先、与信額 10.2 兆円

15 年 9 月期の特別検査フォローアップの対象者 169 先から、破綻先、オフバランス化が進んだ先など明らかに検証の必要がないと考えられる 46 先を除外。

新規対象者：10 先、与信額 0.3 兆円

14 年 3 月期及び 15 年 3 月期の特別検査と同様の基準により選定。

2. 検証結果等

検証における債務者区分の遷移状況及び検証後の債務者区分を踏まえた償却・引当の状況（見込み）について集計すれば、以下のとおりとなる。

(1) 債務者区分の遷移状況（対 15 年 9 月期比較）

遷移状況	16 年 3 月期		既往対象者		新規対象者	
	先数	与信額 (兆円)	先数	与信額 (兆円)	先数	与信額 (兆円)
合 計	133 (100)	10.5 (8.7)	123 (93)	10.2 (8.5)	10 (7)	0.3 (0.3)
上位遷移した先	23 (20)	1.3 (1.2)	23 (20)	1.3 (1.2)	-	-
変更がなかった先	82 (56)	6.9 (5.7)	76 (52)	6.6 (5.5)	6 (4)	0.3 (0.2)
下位遷移した先	26 (22)	2.2 (1.8)	22 (19)	2.2 (1.7)	4 (3)	0.1 (0.1)
破綻懸念先以下	22 (18)	1.8 (1.3)	19 (16)	1.7 (1.3)	3 (2)	0.1 (0.0)
オフバランス化 した先	2 (2)	0.1 (0.1)	2 (2)	0.1 (0.1)	-	-

(注1) ()内は、4 業種（建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融業）。

(注2) 「オフバランス化した先」は、債権の全額回収や債権の売却などにより、16 年 3 月期に与信額がなくなったものを指す。

(注3) 表中、一部計算が整合しないのは、端数処理のため。

(参考) 15年9月期特別検査フォローアップ結果との比較

遷移状況	16年3月期 (対15年9月期)		15年9月期 (対15年3月期)	
	先数	与信額 (兆円)	先数	与信額 (兆円)
合計	133 (100)	10.5 (8.7)	161 (111)	13.1 (10.6)
上位遷移した先	23 (20)	1.3 (1.2)	6 (2)	0.3 (0.2)
変更がなかった先	82 (56)	6.9 (5.7)	131 (88)	10.9 (8.7)
下位遷移した先	26 (22)	2.2 (1.8)	24 (21)	1.9 (1.7)
破綻懸念先以下	22 (18)	1.8 (1.3)	22 (19)	1.7 (1.5)
オフバランス化した先	2 (2)	0.1 (0.1)	-	-

(注)(1)表に同じ。

(2) 不良債権処分損(対象債務者に係るもの)

(単位:兆円)

	16年3月期	(参考)15年9月期
不良債権処分損	0.4	0.9
直接償却額	0.4	0.3
引当増加額	0.04	0.6

<引当金残高>

16年3月期末 2.2兆円
 15年9月期末 2.2兆円

↑
+0.04兆円

(注)ヒアリングに基づき集計。

(3) 要管理先（特別検査対象者）に係る引当状況

	16年3月期	(参考)15年9月期	(参考)15年3月期
対象先	34先	48先	66先
引当額	0.8兆円	1.2兆円	1.3兆円(0.7兆円)
引当率	40%	40%	37%(22%)

(注1) ヒアリングに基づき集計。

(注2) 「引当率」は、債権額のうち担保によりカバーされていない非保全部分に対する引当額の割合。

(注3) ()内は、DCF法適用以前の算定方法により試算した計数。

< 債務者区分分布状況 (先数ベース) >

(単位:兆円)

16年3月期			15年9月期		
債務者区分	先数	金額	債務者区分	先数	金額
正常先	11	0.8	正常先	7	0.6
その他要注意先	57	3.8	その他要注意先	53	4.1
			要管理先	56	4.6
要管理先	34	3.5	破綻懸念先以下	17	1.2
破綻懸念先以下	29	2.3	オフバランス化先	2	0.1
計	133 (100)	10.5 (8.7)	計	133 (100)	10.5 (8.7)

(注) 1. 15年9月期の特別検査フォローアップでは、161先(与信額13.1兆円)を対象としたが、今回は、そのうち明らかに検証の必要がないと考えられる先を除いた123先の既往対象先に新規対象先10先を加えた133先を対象として特別検査を実施。

2. ()内は、4業種(建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融業)。

金融検査マニュアル (策定:平成11年7月)

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、法令等遵守やリスク管理態勢を検査

法令等遵守	リスク管理				
	共通編				
	信用リスク	市場関連リスク	流動性リスク	事務リスク	システムリスク

マニュアルの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではありません。また、マニュアルの運用にあたり、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的、画一的な運用に陥らないように配慮しています。

信用リスクに関する検査

金融機関が貸出金を回収の危険性に応じて適切に管理しているか検査

金融機関の自己査定

債務者区分
(正常先、要注意先、破綻懸念先…)

債権分類

引当金

自己資本比率

検査において
検証

中小・零細企業等の債務者区分

企業の財務状況だけでなく、技術力、販売力や成長性、代表者等の状況等を総合的に勘案し、その**企業の経営実態を踏まえて判断**します。

別冊(中小企業融資編)

策定(平成14年6月)

中小・零細企業については、財務状況だけでなく、経営実態をきめ細かく勘案し検証

代表者等との一体性

中小企業とその代表者等との一体性に着目します。
具体的には、代表者等からの借入金、代表者の報酬、代表者等の個人資産等を勘案します。

企業の成長性

数字には表れない技術力や経営者の資質に着目します。
具体的には、企業の技術力、販売網、経営者の信用力・経営資質等を勘案します。

その他

業種の特性

旅館・ホテル業のように新規設備資金や改築資金が多い業種については、現時点での表面的な収支や財務諸表だけに着目するのではなく、赤字の要因、今後の収支見込み、返済原資等を勘案します。

経営改善計画

詳細な経営改善計画が策定できない中小企業についても、今後の資産売却予定、経費削減予定、新商品開発計画等に関する資料があれば、それを活用します。

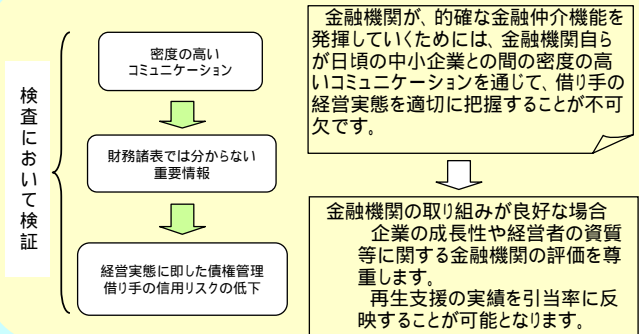
条件変更の検証

条件変更については、取引実態や商慣行を踏まえて、条件変更等に至った要因や資金使途を検証します。

改訂(平成16年2月)

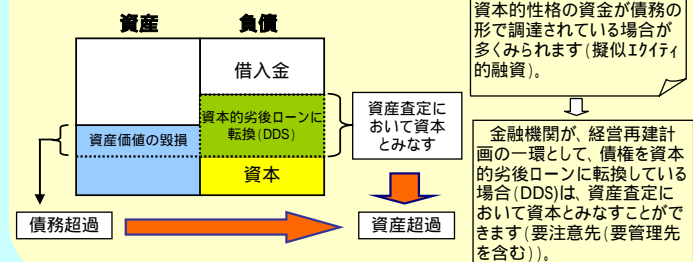
具体的な
27の事例!!

借り手との意思疎通



中小企業金融の実態(擬似エクイティ)への対応

中小企業のバランスシート(例)



きめ細かい運用(キャッシュフロー-重視の明確化等)

赤字や債務超過といった計数面だけで判断するのではなく、キャッシュフロー等の経営実態を重視して検証します。

経営資質の判断にあたり、借り手の返済履歴や経営姿勢にも着目します。

中小企業再生支援協議会等を活用した事業再生の取り組みを勘案します。

正式資料でなくとも実態を正確に反映している資料であれば、それを検査に活用します。

検査において検証を省略しうる借り手

資産内容に特に問題がなく、前回検査結果が良好な金融機関に関しては、検査において、与信額が5,000万円(現行の2,000万円から引上げ)又は当該金融機関の資本の部合計の1%のいずれか小さい額未満の借り手について、検証を省略できます。

中小企業に対する積極的な働きかけ・再生への取り組みを評価します!!

中小・零細企業について具体化!!

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂の主な内容

. 債務者との意思疎通

金融機関が、的確な金融仲介機能を発揮していくためには、その前提として金融機関自らが日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、債務者の経営実態の適切な把握などの的確な債務者管理に努めていることが不可欠である。こうしたことから、検査に当たって、借り手企業に対する説明責任の履行状況（注）を検証するとともに、これに加え、金融機関の中小・零細企業に対する企業訪問・経営指導等の実施状況についても検証し、それらが良好であると認められる場合には、以下の取扱いを行うこととする。

（注）説明責任の履行状況の検証については、事務ガイドライン第 1 分冊 1 - 6（与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能）に沿って行う。

1. 企業の成長性等について金融機関の評価を尊重

債務者区分の判断において、企業の技術力、販売力、経営者の資質等や、これらを踏まえた成長性を評価する場合に、企業訪問・経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。

2. 金融機関による中小企業の再生支援の実績を引当率に反映

要管理先の中小・零細企業のうち、金融機関が企業・事業再生支援を実施し、その実績、データが存在している債務者については、それ以外の債務者と区別してグルーピングし、引当率に格差を設けることを可能とする。

. 擬似エクイティへの対応

資本的劣後ローンによるデット・デット・スワップ（DDS）

資本調達手段が限られている中小・零細企業においては、事業の基盤となっている資本的性格の資金が債務の形で調達されることが多い（擬似エクイティ的融資）。このような状況を踏まえて、金融機関が、中小・零細企業向けの要留意先債権（要管理先への債権を含む）を、債務者の経営改善計画の一環として資本的劣後ローンに転換している場合には、債務者区分等の判断において、当該資本的劣後ローンを資本とみなすことができることとする。

・小口・多数の債権の分散効果

1. 検査における「金額抽出基準」を引き上げ（現行 2000 万円 5000 万円）
金融検査マニュアルでは、資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好と認められる金融機関については、与信額が 2000 万円又は資本の部合計の 1%のいずれか小さい額未満の債務者については、自己査定の正確性の検証を省略することができることとされている。当該「金額抽出基準」について、現行の 2000 万円から 5000 万円に引き上げる（金融検査マニュアルの改訂）。
2. 中小事業者向けの小口定型ローンの取扱い
中小事業者向けの小口定型ローンについて、住宅ローンなどの個人向け定型ローンと同様、延滞状況等による簡易な基準により分類を行うことができることを明確化する（金融検査マニュアルの改訂）。

・運用の改善

1. キャッシュフロー重視の明確化
中小・零細企業の債務者区分の判断においては、赤字や債務超過といった表面的な現象のみをもって判断することは適当ではなく、キャッシュフローを重視して検証する必要があることを明確化した。
2. 経営者の資質等に関する検証ポイントを追加
中小・零細企業の信用力や成長性を評価する場合の経営者の資質等に関する検証ポイントとして、過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況等を追加した。
3. 法律等に基づき承認された計画等の活用
中小・零細企業の技術力、販売力等の評価において、法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画（例えば、中小企業経営革新支援法の「経営革新計画」）等を参考として活用する旨明記した。
4. 疎明資料の範囲の明確化
従来検証ポイントを確認するための疎明資料の範囲を限定的に捉えられていた面があったことから、金融機関が債務者管理や自己査定のために用いる資料等を含むことを明確化した。

.事例の大幅な拡充

上記改訂等を含め、検証ポイントの改訂に併せて、事例を追加・改正し、事例集を大幅に拡充した（16事例 27事例）。主な内容は以下のとおり。

1. 経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る場合の取扱い

中小・零細企業の経営改善計画の進捗状況が計画を下回る（概ね8割に満たない）場合にも、進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析の上、キャッシュフローを含め今後の見通しを検討する事例を追加した。（事例13、14）

2. 貸出条件緩和債権の取扱いについて

15年5月に貸出条件緩和債権の「事務ガイドライン」が改正されたこと等を踏まえ、中小・零細企業の貸出条件緩和債権の検証に当たって、当該債務者の信用リスクや基準金利を判断する際、あるいは卒業基準に該当するかどうかを検証する際の事例を追加した。（事例18、22、23、24、25）

3. 代表者等からの借入金等の回収意思の確認は不要

中小・零細企業の代表者等からの借入金等については、原則として、当該企業の自己資本相当額に加味することができ、代表者等が借入金等の返済を当面要求しないことについての確認は、検証ポイントにおいて不要としたことから、当該改正に併せて事例を改正した。（事例1）

4. 資本的劣後ローンによるデット・デット・スワップ（DDS）

経営改善計画の一環として、資本的劣後ローンへの転換（DDS）を実施した場合に、債務者区分等の判断において、当該資本的劣後ローンを資本とみなす事例を追加した。（事例26）

5. 一時的な外部要因による赤字や債務超過時の判断

債務者が一時的な外部要因により赤字や債務超過に陥っている場合について、中小・零細企業の財務体質の特性を勘案し、表面的な事象ではなく、本業の業況やそのキャッシュフローなどをきめ細かく検証する事例を追加した。（事例27）

.その他

金融検査マニュアル本体について、上記の「金額抽出基準」の引上げ等のための改正のほか、現行の会計ルール（DESの期末評価や繰延税金資産等）を反映させる等、所要の改正を行っている。